

「平成30年7月豪雨から3年」セミナーin愛媛

災害現場の実態と 自助としての損害保険の活用

2021年6月15日（火）

一般社団法人 日本損害保険協会

四国支部事務局長

香川大学客員教授

菊池 宏明

1. 平成30年7月豪雨の振り返り

四国支部の主な活動

7月 6日(金) 高知財務事務所から金融上の措置の依頼を受ける。

7月 7日(土) 松山財務事務所から金融上の措置の依頼を受ける。

7月 8日(日) 高知新聞、愛媛新聞に見舞い広告出稿。

以後、高知県政記者クラブ、愛媛番町記者クラブに大雨災害に関する資料を提供。

また、四国財務局・愛媛新聞・NHK松山放送局・愛媛県消費生活センター・松山市消費生活センターをはじめ、他四国3県のNHK・地元新聞へ自然災害を補償する保険について説明。

7月18日(水) 愛媛県庁被災者支援課を訪問し、県の状況確認と自然災害を補償する損害保険を説明、各社窓口一覧チラシの必要部数を確認。

8月 3日(金) 愛媛県大洲市、西予市、宇和島市の市役所と避難所等を視察し、各社窓口一覧のチラシを配布・説明。

各社窓口一覧のチラシ配布先

	役所名	担当部署	部数	役所名	担当部署	部数
大洲市	大洲市役所	危機管理課	200	肱川支所	地域振興課	50
	長浜支所	地域振興課	20	河辺支所	地域振興課	10
宇和島市	宇和島市役所	税務課	100			
西予市	西予市役所	総務課	30	城川支所	総務課	10
	明浜支所	総務課	10	三瓶支所	総務課	10
	野村支所	総務課	10		合計	450

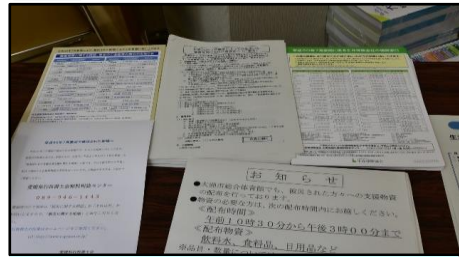
1. 平成30年7月豪雨の振り返り

I



森山地区の橋が流されていた。

F



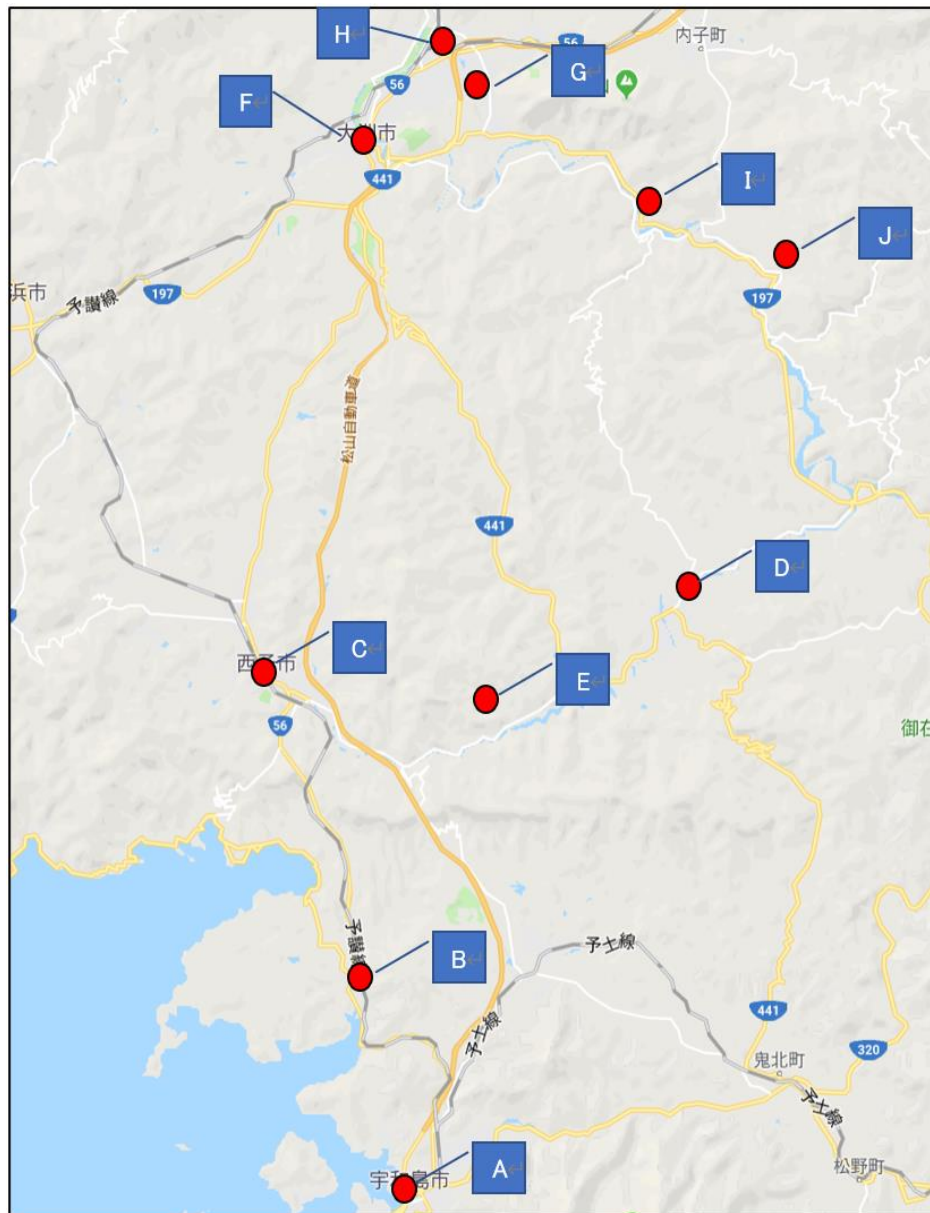
大洲市役所内にある各種チラシ。右上のチラシが損保協会作成。

B



宇和島市吉田支所。他県の職員が応援に来ていた。

視察箇所地図(A~J)



J



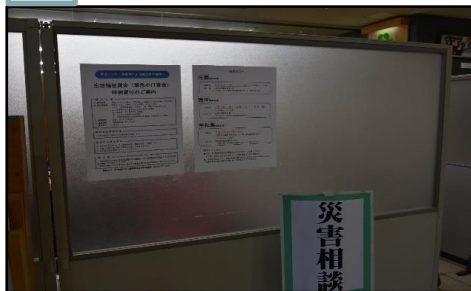
宇和川地区の道路が陥没し、片側1車線となっていた。

D



西予市立野村小から少し肱川側に行くと多くの家が床上浸水していた。

A



宇和島市役所の1階に災害相談所が設置されていた。

2. 自然災害リスクへの対応

自助・共助・公助

	事前の対策	発生時の緊急対策	復旧・復興対策
行政 (公助)	防災計画	防災計画に基づく救援	災害支援
地域社会 (共助)	自主防災組織の構築	隣人救命	災害ボランティア
個人 (自助)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 家庭防災対策 ■ 経済的備え (損害保険) 	家族の救命 防火	生活復興資金の手当 ⇒ 経済的備えが原資

2. 自然災害リスクへの対応（損害保険）

自然災害に備えるための損害保険（大きく分けると4つ）

1. 火災保険

建物や家財について火災保険で補償される損害には、例えば次のようなものがある。



火災



落雷



水災



風災
(ひょう災・雪災)

※保険会社・商品により異なる場合がある。

2. 地震保険

自然災害の中でも地震・噴火・津波による損害については、地震保険で備える必要がある。

※地震保険は、建物と家財それぞれの火災保険にセットで契約する必要があります。

3. 自動車保険

任意の自動車保険のうち「車両保険（※）」をつけていると、台風・高潮・洪水などによって自動車が損害を受けた場合に保険金が支払われます。

※契約タイプによって保険金が支払われないことがあります。

4. 傷害保険

台風・高潮・洪水などによってケガをした場合、保険金が支払われる。

※保険会社・商品により異なる場合があります。

2. 自然災害リスクへの対応（損害保険）

火災保険と地震保険

火災保険（すまいの保険）【建物・家財】

- ◆ 火 災
- ◆ 落 雷
- ◆ 破 裂・爆 発

- ◆ 風 災
- ◆ ひょう災
- ◆ 雪 災

- ◆ 他物の衝突
- ◆ 給排水設備の事故等による水濡れ
- ◆ 騒じょう・労働争議
- ◆ 盗 難

◆ 水 災



地震保険【建物・家財】

- ◆ 地 震
- ◆ 噴 火
- ◆ 津 波

※ 契約プランによっては補償対象外となるので注意！

2. 自然災害リスクへの対応（損害保険）

	災害名	地域	対象年月日	被害						支払件数 (件)(注2)	支払保険金(億円)	
				死者・行方不明(人)	全壊(棟)	半壊(棟)	一部破損(棟)	床上浸水(棟)	床下浸水(棟)		火災・新種	自動車
1	平成30年 台風21号	大阪・京都・兵庫等	2018年9月3日～9月5日	14	68	833	97,009	244	463	857,284	9,363	780
2	令和元年 台風19号 (令和元年東日本台風)	東日本中心	2019年10月6日～10月13日	110	3,144	28,836	34,403	7,076	22,796	295,186	5181	645
3	平成3年 台風19号※	全国	1991年9月26日～9月28日	86	1,177	14,287	データなし	18,815	70,585	607,324	5,225	269
4	令和元年 台風15号 (令和元年房総半島台風)	関東中心	2019年9月5日～9月10日	3	440	4,601	83,138	129	128	383,585	4,398	258
5	平成16年 台風18号	全国	2004年9月4日～9月8日	45	109	848	42,183	1,598	6,762	427,954	3,564	259
6	平成26年 2月雪害	関東中心	2014年2月	26	16	46	585	-	-	326,591	2,984	241
7	平成11年 台風18号	熊本・山口・福岡等	1999年9月21日～9月25日	30	332	3,023	85,989	5,366	12,635	306,359	2,847	212
8	平成30年 台風24号	東京・神奈川・静岡等	2018年9月28日～10月1日	4	62	404	9,941	326	1,837	412,707	2,946	115
9	平成30年 7月豪雨	岡山・広島・愛媛等	2018年6月28日～7月8日	271	6,783	11,346	4,362	6,982	21,637	55,320	1,673	283
10	平成27年 台風15号	全国	2015年8月24日～8月26日	1	12	138	3,555	53	344	225,523	1,561	81

※台風17・18・19号(1991年9月12日～28日)の合計

●愛媛県の支払い件数

火災・新種	自動車	海上	合計
2,521	1,946	-	4,467

出典:「令和2年版 消防白書」(総務省消防庁)より日本損害保険協会にて整理。

2. 自然災害リスクへの対応（損害保険）

火災保険の水災補償付帯率(四国と全国平均)

(単位:%)

都道府県名	2018年
徳島	80.7
香川	73.3
愛媛	72.8
高知	79.4
全国	69.1

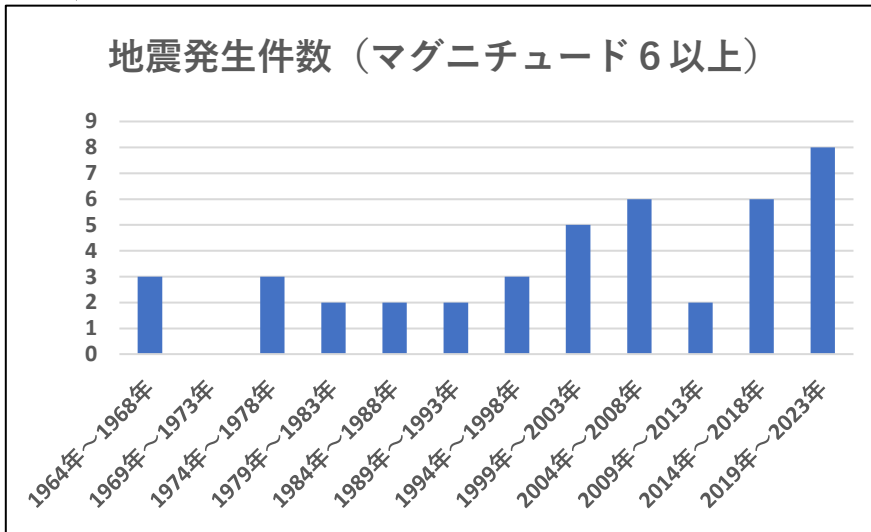
(注1) 損害保険料率機構の会員保険会社の住居専用建物(収容する家財を含む)を対象とする「火災保険」の数値。各種共済は含まない。

(注2) 水災補償付帯率とは、当該年度末時点で有効な火災保険契約件数のうち、水災を補償している契約件数の割合。

損害保険料率算出機構資料より

2. 自然災害リスクへの対応（損害保険）

地震発生件数（1964年～5年単位）



出典：「令和2年版 消防白書」（総務省消防庁）より日本損害保険協会にて整理。

地震による保険金の支払い

	地震名等	発生年月日	支払保険金 (単位：億円)
1	平成23年東北地方太平洋沖地震	2011年3月11日	12,862
2	平成28年熊本地震	2016年4月14日	3,883
3	大阪府北部を震源とする地震	2018年6月18日	1,162
4	平成7年兵庫県南部地震	1995年1月17日	783
5	平成30年北海道胆振東部地震	2018年9月6日	494
6	宮城県沖を震源とする地震	2011年4月7日	324
7	福岡県西方沖を震源とする地震	2005年3月20日	170
8	平成13年芸予地震	2001年3月24日	169
9	平成16年新潟県中越地震	2004年10月23日	149
10	平成19年新潟県中越沖地震	2007年7月16日	83

※日本地震再保険株式会社調べ（2020年3月31日時点）。

※支払保険金は、千万円単位で四捨五入を行い算出。

* 東日本大震災に係る支払保険金は、3.11東北地方太平洋沖地震、3.15静岡県東部を震源とする地震、4.7宮城県沖を震源とする地震および4.11福島県浜通りを震源とする地震などを合計した約1兆3,270億円。

2. 自然災害リスクへの対応（公的支援）

災害対策（経済的備えを中心として）

・被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい損害を受けた者に対して支給される支援金（原資は税金）

※住宅全壊損害が10世帯以上の市町村（都道府県の場合には100世帯以上）の適用要件を満たすことが必要。

罹災証明書（自治体が発行）

被災程度	基礎支援金
全壊 ^(注1)	100万円
大規模半壊	50万円
半壊	なし

契約書類（住宅の購入・賃借など）

再建方法	加算支援金
建設・購入	200万円
補修	100万円
賃借 ^(注2)	50万円

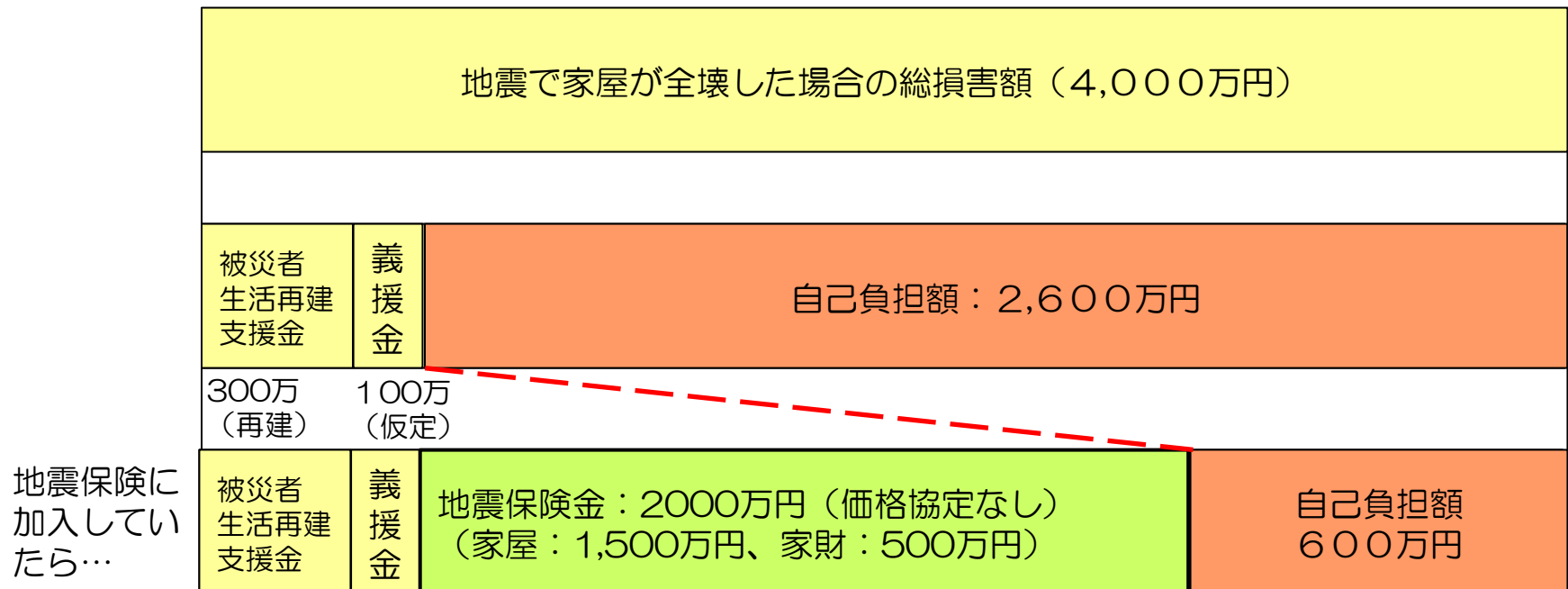
（注1）やむを得ない解体または長期避難を含む

（注2）公営住宅以外

2. 自然災害リスクへの対応（公的支援）

災害対策（経済的備えを中心として）

例：家屋および家財（家屋:3,000万円、家財:1000万円）が地震で全壊したと仮定

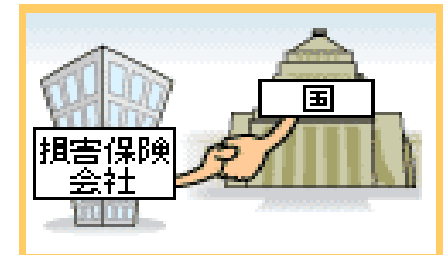


- ※1. 上記の他に、生活再建のために必要な費用の支出が考えられる。
- ※2. 住宅ローンを借りていた場合には、家屋を再建するための“二重ローン”が発生する。
- ※3. 地震保険金は、迅速に支払われる。

3. 地震保険

地震保険の特徴

- 1964年の新潟地震を契機に、1966年に「地震保険に関する法律」が制定され、地震保険制度が創設
- 「地震保険に関する法律」に基づき、政府と保険会社が共同で運営する公共性の高い保険
 - ⇒ 保険会社に利益はない
(ノーロスノープロフィット)
 - ⇒ 保険料は将来の保険金支払に備えて積立て
 - ⇒ 大地震による巨額の保険金支払いに備えて政府がバックアップ
- 被災者の「生活再建のための立ち上がり資金を確保し、生活の安定に寄与



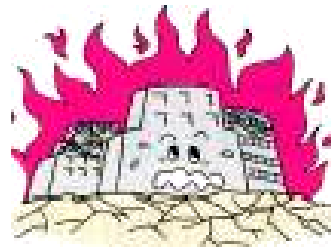
3. 地震保険

地震保険の補償範囲

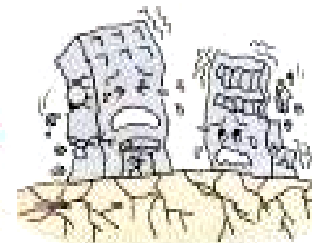
地震保険で
補償される損害

=

地震・噴火・津波
を原因とする
火災、損壊、埋没、流失



①地震で火災が
起こり家が
焼けた



②地震で建物が
倒壊した



③津波により家が
流された

火災保険では、これらの損害は補償されない

3. 地震保険

地震保険の対象

■住宅

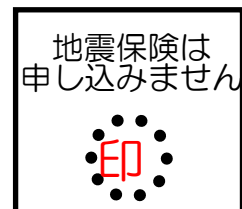


■家財



地震保険の契約方法

- 火災保険とセットで契約(原則自動付帯)
- 加入しない場合は、「地震保険ご確認欄」に押印
- 火災保険の契約期間の途中からでも契約可能



3. 地震保険

地震保険の保険金額（契約金額）

- 火災保険の保険金額（契約金額）の30%～50%の範囲内で設定
- 建物5,000万円、家財1,000万円が限度

（建物への契約例）



（セット）
+



3. 地震保険

損害の程度に応じた保険金

(2017. 1. 1以降始期の契約の場合)

損害の程度	保険金	保険金額（契約金額） 1,000万円の場合
		全 損
大半損	契約金額の60% (時価の60%が限度)	600万円
小半損	契約金額の30% (時価の30%が限度)	300万円
一部損	契約金額の5% (時価の5%が限度)	50万円

※2017年1月より始期が前の契約は、全損・半損（契約金額の50%）・一部損の3区分で保険金が支払われます。

3. 地震保険

○地震保険は、商品内容・保険料について保険会社で差異はない。
建物の所在地と建物の構造により、保険料が異なる。

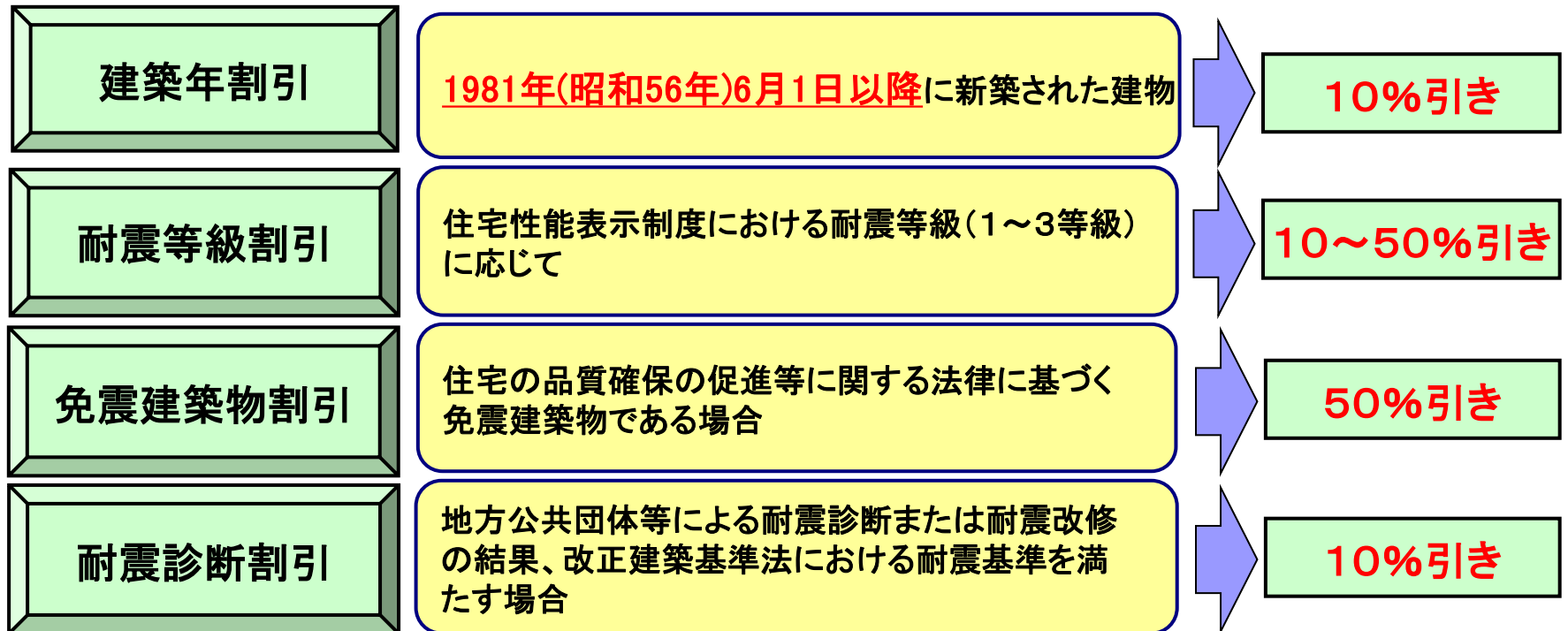
○保険金額(契約金額)100万円に対する年間保険料は下記のとおり

都道府県	保険料(2021年1月1日以降)	
	イ構造 (木造以外)	ロ構造(木造)
北海道、青森、岩手、秋田、山形、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、長野、岐阜、滋賀、京都、兵庫、奈良、鳥取、島根、岡山、広島、山口、福岡、佐賀、長崎、熊本、鹿児島	740円	1,230円
福島	970円	1,950円
宮城、山梨、愛知、三重、大阪、和歌山、香川、愛媛、大分、宮崎、沖縄	1,180円	2,120円
茨城	1,770円	3,660円
埼玉	2,040円	3,660円
徳島、高知	1,770円	4,180円
千葉、東京、神奈川、静岡	2,750円	4,220円

3. 地震保険

保険料の割引制度

- 下記割引の併用利用はできない
- 割引適用には、所定の確認資料の提出が必要



地震保険料控除制度

- 地震保険料を所得金額から控除することで税金を軽減

3. 地震保険

	都道府県	付帯率(※)
上位 3位	1 宮城県	87.0%
	2 高知県	86.8%
	3 宮崎県	83.0%
	16 愛媛県	72.4%
下位 3位	45 佐賀県	58.4%
	46 沖縄県	57.6%
	47 長崎県	52.0%
	平均	66.7%

愛媛県	72.4%
松山市	72.1%
今治市	69.0%
宇和島市	74.7%
八幡浜市	76.9%
新居浜市	70.7%
西条市	71.3%
大洲市	78.5%
伊予市	74.5%
四国中央市	71.6%
西予市	75.1%
東温市	73.3%
郡部	79.3%

※「付帯率」とは2019年度中に契約された火災保険契約(住宅物件)に地震保険契約が付帯されている割合のことを言う。

(損害保険料率算出機構調べ)

出典：「ファクトブック2020 日本の損害保険」P84～85 (日本損害保険協会発行)

【ご参考】

「保険金が使えない」という住宅修理サービスなどのトラブルに注意！

【日本損害保険協会作成の注意喚起チラシ】

保険金が使えない という住宅修理サービスなどの**トラブルにご注意!**

① 台風・地震・火災・地盤などの自然災害の発生に、保険金を使える」という業者がきて、すぐに修理サービスなどの契約をせよ、まずは、ご加入先の損害保険会社または代理店にご相談ください。なお、トラブルにあった場合には、速くお近くの消費者センター等（消費者ホットライン：188番）にご相談ください。

トラブル 1 自己負担ゼロを強調
自己負担ゼロ!!
保険金を使えば無料で修理できますよ。保険申請も代行します!
え?保険の支払い対象外? 全額自己負担なの?!

トラブル 2 強引な契約
このままでは病ないので早く修理しましょう!!
契約書はあとで持ってきてください。
え、でも...
キャンセル料50%! 契約書ももらっていないよ!

トラブル 3 うその理由で請求
古くなったところも先日の台風のせいにして、保険金を請求しちゃいましょう!
うその理由で本当に支払われるのならば?
老朽化による損害は保険支払いの対象外です!

※この理由による保険金請求は保険金詐欺に該当するおそれがあります。

トラブル事例をYouTubeでもご覧いただけます。
日本損害保険協会ホームページ
「住宅の修理に関するトラブル」にご登録ください。
http://www.sonpo.or.jp/sonpo/ai/kyorin/

ストップ!!
住宅修理やリフォームに関し、「保険金が使えない」と言って強請られたときは、修理サービスなどの契約前にご加入先の損害保険会社または代理店にご相談をお願いします。

【文責】一般社団法人 日本損害保険協会 SONPO
協力 消費者庁 警察庁 国土交通省 国民生活センター

あなたの**身近**でも**増えて**↑**います**
～「保険金が使えない」という住宅修理トラブルなどの相談～

2019年5月受付 契約者：10歳代女性（大層前）
保険金請求の手配もしているというコンサルタント業者から、「去年の地震で保険金請求したか?と突然電話が通り、「していない」と返答すると家に来訪された。家の内りを調査し基礎や外壁の細かい亀裂に対して、「地震による被害と申告すれば保険金がある」と言い、災害復旧支援策助成金の書類を渡せられたので契約した。後日、保険会社の確認を経て保険金が支払われたが、直後にコンサルタント業者から保険金の40%を5日以内に支払うよう請求があった。保険金の40%の報酬は厚すぎるのではないか。

国民生活センター相談事例をもとに一部改変

保険金の請求はご自身で行うことができます!
業者から次のような勧誘がありましたら、トラブルに巻き込まれる可能性がありますので、契約する前に消費者生活センターやご加入の保険会社、代理店などへご相談ください。
・保険金が支払われるように被害額を虚偽にして保険請求手続を代行するという勧誘
・保険金請求代行のコンサルタント料（報酬）は、支払われた保険金で対応できるという勧誘

1 トラブル相談が多く寄せられています
2010年度（10年前）の約**24倍**となっています
111件 2010 287件 2011 428件 2012 490件 2013 661件 2014 711件 2015 1037件 2016 1207件 2017 1759件 2018 2,647件

2 訪問による勧誘が多いです
電話勧誘 1,264件 (47%)
訪問による勧誘 8,231件 (84%)
遠征販売 271件 (3%)
訪問による勧誘が全体の約**80%**を占めています

3 高齢者の相談が多いです
39歳以下319件 (4%)
40歳代 722件 (8%)
50歳代 1,209件 (13%)
60歳代 713件 (7%)
70歳以上 4,536件 (51%)
70歳以上の相談が約半数を占めています

※2010年度から2019年度は、このほかにも、訪問による勧誘が全体の約80%を占めています

※2019年度から2020年度は、このほかにも、訪問による勧誘が全体の約80%を占めています

※データは2020年6月31日現在、株式会社PFC・P&T国民生活センターと全国の消費者生活センター等がオンラインネットワークでつながり、消費者に関する相談事例を集計している「サービス3」の集計。なお、消費者センター等からの相談は含まれていません。

不正請求の依頼はこちらへ
不正請求の依頼はこちらへ
損害保険に関するご相談

保険金不正請求 ホットライン
専用フリーダイヤル 0120-271-824

一般社団法人 日本損害保険協会 モルビADRセンター
0570-022808 受付時間 受付時間 受付時間
受付時間 受付時間 受付時間

2021.03

皆さんに是非やってほしいこと

- ご自宅のリスクを分析・把握すること。
- 他人任せにせず、毎年契約を見直すこと。
- うまい話には耳を貸さない。